

地方自治法改正案の閣議決定を受けて

本日、政府は「地方自治法の一部を改正する法律案」を閣議決定した。

本法律案は、第33次地方制度調査会の答申を踏まえ、公金収納事務のデジタル化などDXの進展を踏まえた対応や地域の多様な主体の連携及び協働の推進、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例に係る規定を整備するものである。

とりわけ、国の地方公共団体に対する補充的な指示（以下「国の補充的な指示」という。）については、新型コロナ対応等で直面した課題を踏まえ、今後も起こりうる想定外の事態に万全を期す観点から、その必要性は理解するものの、憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係が損なわれるおそれもある。そのため、全国知事会として、事前に地方公共団体と十分な協議・調整を行うことや目的達成のために必要最小限度の範囲とすることなどを法案に明記するよう重ねて政府に要請してきた。

この結果、本法律案では、国の補充的な指示について、国と地方公共団体との関係の特例と位置づけられ、必要な限度において行使することやあらかじめ適切な状況把握や講ずべき措置の検討のために地方公共団体に意見等を求めるなど適切な措置を講ずるよう努めなければならないことが規定されており、我々の要請に対して一定の配慮がなされたことは評価したい。

今後、国会審議を経て制度創設に向かうところであるが、なお、法案上必ずしも明記されていないと考えられる点もあることから、国の補充的な指示が地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう、事前に適切な協議・調整を行う運用の明確化などが図られるよう強く求める。

令和6年3月1日

全国知事会 会長 宮城県知事 村井 嘉浩